

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年9月10日 11時51分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市宮城島トンナハビーチ北方沖 金武中城港沖縄石油基地シーバース灯から真方位142°1,300m付近 (概位 北緯26°22.8′ 東経127°58.9′)
事故の概要	水上オートバイチョロは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年9月20日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ チョロ、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	296-23185 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊 搭乗者A
負傷者	負傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか搭乗者5人を乗せたバナナボートと称する浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航し、約10～15km/hの対地速力で直進中、本件浮体の搭乗者が座って取っ手をつかんだ状態で本件浮体を上下に揺らしていたところ、本件浮体が動揺して搭乗者5人が落水した。 搭乗者Aは、落水した際、他の搭乗者の頭部が当たって負傷し、病院に搬送されて左鎖骨骨折と診断された。 搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、本件浮体をえい航中、本件浮体の搭乗者が本件浮体を上下に揺らした際、本件浮体が動揺して搭乗者5人が落水したことから、搭乗者Aが、他の搭乗者と接触し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、本件浮体の搭乗者が本件浮体を上下に揺らした際、本件浮体が動揺して搭乗者5人が落水したため、搭乗者Aが他の搭乗者と接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮体の搭乗者は、浮体が動揺すればバランスを崩して落水しやすい

いので、被えい航中は浮体を揺らさないこと。

- ・浮体の搭乗者は、ヘルメットやウェットスーツ等の保護具を着用することが望ましい。